

法律知識 No.37



弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。

Q

共謀罪ってどのようなことをすると罪に問われるの？

〈今回の事例〉

先日、職場の同僚2人と飲みに行った際に、嫌な上司の話題になり、3人で上司を殴りつけようという話をしました。そのときに、悪ふざけで、それぞれの役割や何時に実行するかなどについて計画を立てました。その後、当然、計画は実行に移していませんが、「共謀罪というものができて、犯罪を行うことを話し合うだけで罪になる」という話を聞き、少し不安になっています。先日の話し合いは罪になるのでしょうか。



A

平成29年6月に「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」が改正され、テロ等準備罪が制定されました。共謀罪といわれていたものは、現在では、テロ等準備罪のことを指します。テロ等準備罪は、「①組織的犯罪集団により行われること」「②犯罪の実行を2人以上で計画すること」「③計画に基づき実行準備行為が行われること」の3つの要件を全て満たさなければ成立しません。それでは、それぞれの要件について詳しく説明します。

①組織的犯罪集団により行われること

組織的犯罪集団とは、「多人数の継続的な集団であること」「犯罪実行部隊のような組織を有していること」「重大な犯罪を実行することを目的として集まっていること」の全ての要件に当てはまる集団のことです。例えば、暴力団、薬物密売組織、振り込め詐欺集団などを指します。

②犯罪の実行を2人以上で計画すること

犯罪の実行を2人以上で計画するとは、「団体の活動として一定の犯罪を実行するものであること」「具体的かつ現実的な合意をすること」の2つの要件が必要だとされています。

③計画に基づき実行準備行為が行われること

計画に基づく実行準備行為とは、資金や物品の手配、関係場所の下見などです。その他、計画を前進させる行為が実行準備行為に該当します。

今回の場合は、普通の会社員が、たまたま飲み会の際に犯罪の話し合いをしたに過ぎません。多人数の継続的な集団でもなければ、犯罪実行部隊のような組織を有している訳でもなく、重大な犯罪を実行することを目的に集まっているともいえません。従って、組織的犯罪集団により行われているとは到底いえません。

また、今回の話し合いに基づいて物品の手配や関係場所の下見などの行為は何ら行われていないことから、計画に基づき実行準備行為が行われたともいえません。今まで、共謀罪といわれていたことから話し合いだけで罪になってしまうというイメージが強いかもしれませんが、テロ等準備罪は、単なる話し合いだけで成立するものではありません。従って、今回の件で罪に問われることはありません。